

○委員長(山本一太君) ただいまから予算委員会を開会いたします。

平成二十九年年度一般会計予算、平成二十九年年度特別会計予算、平成二十九年年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、昨日に引き続き質疑を行います。小西洋之君。

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。冒頭、稲田大臣に森友学園の事案に関連して伺わせていただきます。

大臣は、一昨日の福山委員への答弁で、私が弁護士時代に森友学園の顧問だったことはありませんというふうにおっしゃられました。しかし、その後には保守の会の松山氏がSNS上で、大臣は塚本、あつ、失礼いたしました、塚本幼稚園の顧問弁護士をしていたのは大臣の、稲田大臣の旦那さんでしたというようなことがSNS上で発信されております。

大臣に伺いますが、大臣の御主人であられる弁護士先生は塚本幼稚園の顧問弁護士を過去されていたことがあったか、あるいは現時点でされているか、それを一点伺わせていただきたいことと、また、それに関連いたしましたこと、大臣の旦那様の弁護士先生と、また大臣が弁護士であられるときに一緒に経営といえますか営まれていらっしゃいます弁護士法人光明会、弁護士法人光明会の代表弁護士を、法人の代表弁護士を、あつ、失礼しました、正確に申し上げます、弁護士法人の代表を大臣はこれまでお務めになっていたことにはありますでしょうか。そうしたことはないというふうな御回答を民進党の衆議院の議員の方からいただいているようにございますが、政官要覧、また時事通信の国会議員プロフィールには弁護士法人代表の記載があるというところでございますので、事実関係をお願い申し上げます。○國務大臣(稲田朋美君) まず、本件の土

地売却については何の関係もございません。そして、籠池夫妻とはこの十年間、お会いをしたこともお話をしたこともありませんし、一昨日でしようか、御答弁申し上げましたように、弁護士時代を通じて御夫妻から何らかの法律相談を受けたこともございません。

私の夫の件につきましてはでありますけれども、私の夫は、私が国会議員になる前も、そしてなつた後からも一人でございますので、お答えする立場にはありません。他方、夫からは、本件土地売却には全く関与していないことを是非説明してほしいと言われておりますことから、この場で申し添えさせていただきます。

お尋ねの、私が弁護士法人光明会の代表となつていたことがあるかということでございますが、これまで私は、光明会の代表となつたことはございません。したがって、今委員が御指摘の政官要覧、さらには時事通信ホームページにある弁護士法人光明会代表ないし弁護士法人代表との記載は誤りでありまして、訂正を申し入れたいと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。弁護士であられる旦那様のことについては私人でいらつしやるので答える立場にはないとおっしゃつていただきましたが、旦那様のメッセージをここで御紹介いただくというのは非常に矛盾があるといえますか違和感を感じるところでございます。

それはさておき、この森友学園の事案でございますけれども、委員長に申し上げますけれども、我々民進党は、参考人招致、籠池理事長の参考人招致をずっとお願いをさせていただいておりまして。ただ、これについては、自民党の先生方は、問題の違法性が明らかではない、あるいは違法性が無いなどの理由をおっしゃられて、それに応じてくださっていないところでございます。ただ、先般、鴻池先生が、参議院の鴻池先生が記者会見をされましたように、籠池理事長とその奥様は、特にそこにいたその奥様が、コンニャク

なの紙幣なのか、紙包みを渡してお願いをしようとしたということでございますので、これは刑法で言うところの贈賄申込罪のものではないかというふうには私は思うところでございます。つまり、刑法犯罪というふうな法律問題は既に発生しており、このことについては国民は公知の事実でございますので、是非我が参議院の威信に懸けて、籠池理事長の参考人招致を是非よろしくお願い申し上げます。

○委員長(山本一太君) 後刻理事会で協議をさせていただきます。

○小西洋之君 ありがとうございます。では、本論の質問に移らせていただきます。森友学園の問題については様々な証明を今追及を我々はさせていただいておりますけれども、実は既に完全に証明をされている日本の戦後政治で最大の違法事件がございます。それは、安倍内閣による解釈変更の憲法違反の問題でございます。それについて伺わせていただきます。

委員の皆様、お手元に資料を二通お配りさせていただきます。資料の二通、カラーの資料と白い資料でございます。カラーの資料の二ページ目でございますけれども、実は安倍内閣の集団的自衛権合憲の論拠は七月一日の閣議決定に明記され、それはただの一つしかございません。今私を手元に持っております今から四十五年前に作られた昭和四十七年政府見解、これが作られたときに、作つた吉田長官たちの手によって、集団的自衛権を合憲として許容する基本的な論理、そうした法理が書き込まれていまして、つまり元々合憲だったというものがありません。

じゃ、このカラーの紙の二ページをおめくりいただきます。なぜ合憲かといえますと、この昭和四十七年政府見解、先生方にはカラーの五ページですね、五ページにコピーを付けていただいておりますけれども、四十七年見解の中にある「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」というこの文言、この「外国の武力攻撃」とい

には、たまたま誰に対すると書いていない。書いていないだけけれども、普通は我が国に対する外国の武力攻撃、つまり個別的自衛権の局面しか読めないはずなんです。安倍内閣は、同盟国に対する外国の武力攻撃、つまり集団的自衛権の局面も読める、つまり集団的自衛権が合憲と書いてある文書だといふふうにいって張つておられるわけでございます。

次の三ページには、こうした集団的自衛権を合憲とする基本的な論理を、吉田長官たちがそういう論理を頭を持ってこの四十七年見解に書き込んだといふふうには言っております。しかし、この安倍内閣の合憲の主張は、様々な物証によつて論理的に完全に否定をされております。以下、それを追及させていただきます。

まず、内閣法制局の方に議事録の御紹介をお願いしたいんですけども、この四十七年政府見解、四十七年の十月の七日に決裁されておりますが、その僅か三週間前、安倍内閣も認めている作らされたものになった国会答弁がございます。最終決裁をした作成者である吉田長官の国会答弁、この白い資料の五ページの(4)の、失礼いたしました、七ページの(1)の答弁を読み上げ、失礼いたしました。訂正いたします。この白い資料の六ページの(6)の答弁を、質疑、質問も含めて読み上げていただきたいと思います。

○政府参考人(松永邦男君) それでは、読み上げさせていただきます。

まず、水口委員の御質問でございますが、「日本は集団的自衛権を行使しない」というのは、これはまさに政策論じゃないですか。法律論じゃないですよ。この点、条約局長いかがですか。」

吉田説明員の答弁でございます。「平和条約の五条のC項でございますか、と安保条約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を持つていたことには確認をしております。その自衛権には、形容詞がついておりました、個別的及び集団的自衛の固有の権利があるということで、条約上うたわれておりますが、これは国際法上の問題と

して、日本が自衛権を持つている、その自衛権というものは個別的及び集団的のものであるということとを国際法上うたつたわけでございます。憲法上こういう権利の行使については、また別途措置をしなければならぬ。憲法ではわが国はいわば集団的自衛権の行使について、自己抑制をしようとする申すか、日本国の内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだというのが私どもの考え方です。これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛権のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。」

以上でございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

稲田大臣に伺います。今、内閣法制局に読み上げていただいた答弁、四十七年見解を作るきっかけになった答弁です。個別的自衛権しかできない、それが憲法九条の法律論である、かつ、我が国が九条の下で自衛権を発動できるのは我が国が侵略された場合に限り、よって集団的自衛権は違憲、できないと言っていますけれども、この答弁から作られた四十七年見解でなぜ集団的自衛権が合憲と読み取れるんでしょうか、論理的にお願いいたします。

○国務大臣(稲田朋美君) 昭和四十七年の基本的な法理というのは、我が国の必要な自衛の措置はとれる、すなわち、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることは禁じているとは到底解せられない。これは、まさしく唯一の憲法判例であるところの砂川判決と軌を一にする基本的な論理であります。そして、今読み上げられた箇所は、まさしく昭和

和四十七年のその事実認識の上において、我が国を取り巻く安全保障上の環境においては、当てはめられた結果、我が国に対する急迫不正の侵害に対する場合に限られているということを述べているだけであって、必要な自衛の措置の範囲は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとされるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものであるということであり、四十七年の論理とは全く矛盾するものではないということでございます。

○小西洋之君 全く答弁になっておりません。もう一度伺います。

個別的自衛権の発動しかできない、我が国に対する侵略が発生した場合以外には自衛の行動はできないという答弁でございます。よって、集団的自衛権はできないと明記しています。この答弁のどこに集団的自衛権を容認する法理が日本語として読み取れるのか、お示しください。

○国務大臣(稲田朋美君) 今申し上げましたように、四十七年の基本的な論理は何かといたしますと、憲法九条の下でも、我が国の自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするためには、座して死を待つのではない、必要な自衛の措置をとることが禁じられているものではないということでありまして。

そして、この自衛の措置は、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福の追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるというものであります。

確かに、昭和四十七年のその当時の状況に照らせば、個別的自衛権、すなわち我が国に対する武力攻撃があつて初めてということに当てはめるとし

てなりましたけれども、今の状況からすれば、集団的自衛権の限定的な場合において認められるというところは何ら矛盾するものではないと考えております。

○小西洋之君 集団的自衛権が合憲と読み取れる法理が日本語としてこの答弁のどこに書いてあるのか、日本語としてお示しください。

○国務大臣(稲田朋美君) 日本語としては、外国の武力攻撃があつて、それによって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態ということの中に限定的な集団的自衛権の行使も読み取れるということでございます。

○小西洋之君 実は、稲田大臣は、集団的自衛権を許容する基本的な論理とその論理の当てはめをまとめてここで答弁しているんだというふうに言っているんですけど、じゃ、稲田大臣に伺いますけれども、基本的な論理と当てはめを一体として答弁しているその根拠、なぜそういうふうな考えられるのか、論理的な根拠をお示しください。

○国務大臣(稲田朋美君) 御指摘の吉國元法務局長官の答弁では、「その防げなかつた侵略が現実起こつた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、」と答弁しており、その防げなかつた侵略とは我が国に対する侵略について述べたものであると、その当時の当てはめによってそういうものであるということであつて、何ら矛盾するものではないということでありまして。

○小西洋之君 先ほどの答弁で、集団的自衛権を許容する基本的な論理とその当てはめ、当てはめは個別的自衛権しかできないという結論なんですけれども、それを一体として述べているとおっしゃるんですけども、そのようにこの文章を受け止める理由を、そういうふうな決め付ける理由を法的な根拠をもつてお示しください。全然答え

ていません。

○国務大臣(稲田朋美君) この四十七年の見解の基本的な論理は、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを憲法九条は禁じているものではないということでありまして。

そして、必要な自衛の措置の範囲というのは、まさしく我が国を取り巻く安全環境、そしてその当てはめによつても決まるわけでありまして。その中で、外国の武力攻撃があつて、そして国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態、四十七年当時、それを当てはめずと個別的自衛権、すなわち我が国に対する直接の攻撃があつた場合に限られるわけですけれども、今の現実、今の我が国を取り巻く現状に照らせば、限定的な、ごくごく限定的な場合の集団的自衛権の行使を認めることは何らこの四十七年の基本的な論理には違反しないということでございます。

○小西洋之君 全く答えておりません。

内閣法制局にお願いします。四ページの(3)の吉國長官の答弁を読み上げていただけますでしょうか。

○政府参考人(松永邦男君) 四ページの(3)の吉國説明員の答弁を読み上げていただきます。

「平和主義をうたいまして、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会ということをお願いしておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているというところは言えないわけでございます。その場合に、外国による侵略に対して、日本は全く国を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうかということが問題になると思ひます。そこで国を守る権利と申しますが、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は——十三条を引用いたしましたのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の

福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということ、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、外国の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思いますが、外交の手段で外国の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになります。したがって、その防げなかつた侵略が現実を起こつた場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私のいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということ、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなつたわけでございます。

○小西洋之君 稲田大臣に伺います。大臣が先ほどからおっしゃっている四十七年見解、また新三要件の言葉、国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、国民の権利が根底から覆されるという言葉を使いながら、この四十七年見解を作つた吉國長官が、集団的自衛権はできない、個別的自衛権しかできない、我が国に対する侵略が現実を起こつた場合以外に自衛の行使はできない、それが解釈の論理の根底だと言っているんですけど、なぜ集団的自衛権を合憲と読み

取れるんでしようか。お願いいたします。

○國務大臣(稲田朋美君) 今委員が述べられた点、吉國長官は、国民の権利が根底から覆るような場合というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという、当時のですよ、当時の事実認識を前提に答弁をされているわけであつて、基本的な論理と当てはめの部分が、両者が一体となつた答弁をされているという部分がありますけれども、このような基本的な論理、すなわち基本的な論理とは何かというと、憲法九条の下でも我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは解されない、これは砂川判決そのものであります。

そして一方、この自衛の措置は、あくまでも外国からの武力攻撃があつて、そして国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて許容されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行使は許容される、これが基本的な論理ということであつて、これは何ら変わつていないということをおっしゃるわけでございます。

○小西洋之君 今の答弁の箇所、基本的な論理と当てはめを一体として述べているという、その法的な根拠をお示しください。(発言する者あり)
○國務大臣(稲田朋美君) それ、質問でおっしゃつていただけますか、座つてからおっしゃらないで。(発言する者あり)
○委員長(山本一太君) 稲田防衛大臣、答弁してください。

○國務大臣(稲田朋美君) 昭和四十七年の基本的な論理というのは、まさしく今述べましたような、九条の下でも必要な自衛の措置をとることができ、砂川判決そのもの。そして、その自衛の措置は、あくまでも外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由、幸福追求権が根底から覆られるという急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて

容認される必要最小限度の武力の行使は許容されるということなんです。

そして、それを当てはめた場合に、当てはめた場合に、四十七年当時確かに我が国に対する直接の攻撃であつた。しかし、今の我が国を取り巻く現状を鑑みたときに、そののみならず、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃があり、これにより我が国の存立が脅かされて、そして国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆られる明白な危険がある場合において認められるものではないかということをおっしゃるわけでございます。

○小西洋之君 このような憲法違反の主張をしていられる方は日本には三人しかいません。安倍総理と稲田大臣、横島法務局長官だけでございます。参院事務総長にお願いいたします。十一ページの、安保国会の九月十五日の濱田元最高裁判事の陳述の波線の部分を読み上げてくれますでしょうか。

○事務総長(郷原悟君) 委員御指定の波線の箇所について読み上げさせていただきます。早口で失礼いたします。
「公述人濱田邦夫君。この四十七年の政府見解なるものの作成経緯及びその後の、その当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国である。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、それは最後の方を読めば、「したがって」というその第三段でそこははっきりしているわけで、それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読替えをするというのが、非常にこれは、何といひますか、法匪という言葉がござりますが、つまり、法律、字義を操つて法律そのもの、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、こういうことございまして、とても

法律専門家の検証に堪えられないと。連舫君。まず、今審議されている集団的自衛権の行使を認めるこの立法、この立法そのものは合憲の範囲内ですか。
公述人濱田邦夫君。違憲です。
連舫君。よく分かりました。
そして、もう一点、昭和四十七年の政府見解。私、何度も何度も音読して読んだのですけれども、どう考えても政府の答弁が分らないんです。この四十七年政府見解に限定的な集団的自衛権がそもそも含まれていたと。含まれていると読めるんでしようか。
公述人濱田邦夫君。それは読みたい人がそう読んでいられるというだけの話で、裁判所に行つて通るかという、これはあくまで一人としての推測になりますけれども、それは通らないでしょう。」(発言する者あり) はい。

○小西洋之君 稲田大臣、今の濱田元最高裁判事、日本語の読み方としてその読み方はあり得ない、あしき例、法匪であると。裁判所に行つて通るかという、通らない、違憲判決が出ると言つていなくても、同じ弁護士の大先輩でございますけれども、濱田元最高裁判事の見解は法的に間違つていっているという認識でございますでしょうか。何が間違つていっているんでしようか。
○國務大臣(稲田朋美君) 今読み上げられた方々の立場に関して、発言に関して、政府の立場でコメントすることは差し控えてさせていただきます。思います。
いずれにせよ、政府の考えは繰り返し申し上げているとおりであつて、平和安全法制は合憲であるということでございます。
○小西洋之君 じゃ、事務総長、十二ページの宮崎元法務局長官、安保国会六月二十二日の陳述を、波線の部分をお願いいたします。
○事務総長(郷原悟君) 読ませていただきます。「宮崎参考人」……(発言する者あり) はい。「この「外国の武力攻撃」とは何を指すかであり、外国とは相対的な概念でありますから、そ

の後に「国民」とありますので、それとの関係において考えるしかありません。つまり、外国の我が国に対する武力攻撃によって我が国民のと読むしかないであります。

四十七年意見書と同趣旨を述べている平成十六年六月十八日答弁書というのがあります。「これ飛ばしまして、」ところが、現在の政府答弁は、四十七年意見書に我が国に対する明白には書かれていないから、「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、いわゆる新三要件には四十七年見解との連続性があると主張しているわけですが、これは、いわば黒を白と白いけるる類いと言っしかありません。同年意見書における集団的自衛権違憲との結論は、その文章構成自体からも論理の帰結として述べられているのであって、当時の状況のみに応じた、いわば臨時的な当てはめの結果などと解する余地は全くないと思います。

さらに、四十七年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというものは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します。

まず、四十七年意見書がなぜ参議院決算委員会に提出されたのかのいきさつであります。

これに先立つ同年五月と九月に、野党の水口委員という方が、当時の法制次長と法制局長官に対し、集団的自衛権についての論争を挑みました。これに対して当時の真田次長、吉園長官は、最高裁の砂川判決で自衛権が承認されておりますと紹介しつつ、ある他国が仮に我が国と連帯的關係にあつたからといって、我が国自身が侵害を受けたわけではないからといって、我が国が武力をもってこれに参加するということとは、よもや憲法九条が許しているとは思えない、論理の帰結として、いわゆる集団的自衛権の権利は行使できない、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として申し上げているつもりと繰り返し答弁しました。

それに対し、質問者から、それではその点明確

に……(発言する者あり) いいですか。はい。「その点明確に文書で回答願いたいとの要求があり、それに対して政府の回答として出されたのが、この四十七年政府意見書なのであります。」

○小西洋之君 長い読み上げをありがとうございます。

稲田大臣に伺います。元法制局長官が、安倍内閣の四十七年見解の読替えを、黒を白と言っている、違憲であるというふうにおっしゃっています。また、作つた吉園長官などの答弁から、集団的自衛権をここに読み取れるわけがない、圧倒的な経緯に明らかに反すると元法制局長官が言っております。この法制局長官が言っていることは法的に間違っているんでしょうか。

○國務大臣(稲田朋美君) 元は公職にあつた方とはいえ、現在は現役を引退された一人の発言に政府の立場でコメントをすることは差し控えたいというふうに思います。

その上で、その上で申し上げれば、平和安全法制は、国権の最高機関であるところのこの国会で二百時間を超える御審議をいただいた上で成立したものであります。その手続、内容、いずれにおきましても、現行憲法の下、適切に制定されたものであって、憲法に違反するものではないというところでございます。

○小西洋之君 安保法制は、先ほどの濱田元最高裁判事の陳述から一度も委員会を開くことなく二日後に強行採決されたものでございます。

では、この問題、更に次を追及させていただきます。

集団的自衛権、まだ訓練は始まっていませんけれども、集団的自衛権に関する解釈変更に関する支出は行われております。

防衛省に伺います。防衛白書を、七・一閣議決定以降、それぞれの三冊の契約額、また作成部数、そして集団的自衛権の解釈変更が記載されているページ数を挙げてください。

○政府参考人(豊田硬君) お答え申し上げます。防衛白書の作成及び印刷等に関する部外業者と

の契約額でございますけれども、平成二十六年度が一千五百二十万円、平成二十七年度が一千八百三十二万円、平成二十八年度が一千七百二十八万円となっております。

調達部数につきましては、年によって変動がございますが、二万二千部強でございます。

続きまして、記述の關係でございますけれども、憲法第九条の趣旨についての政府見解や平和安全法制の検討の経緯につきましては、平成二十六年版白書では、百九十九ページから二百二十ページ及び百二十二ページから百二十四ページに記述がございまして、また、平成二十七年版白書では、百三十六ページから百三十七ページ及び百三十九ページから百四十一ページに記述がございまして、さらに、平成二十八年版白書では、百六十五ページから百六十七ページ及び二百八十八ページから二百九十二ページに記述をしております。

また、平成二十六年版以降の白書の資料編には、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定が三ページにわたり掲載されているところでございます。

以上でございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今の白書、この白い資料の後ろに載っておりますので、委員の先生方、御参考ください。

防衛省に重ねて伺います。集団的自衛権の解釈変更の内容を記した防衛白書を国費で、税金で作成等した目的、理由は何でしょうか。

○政府参考人(豊田硬君) お答え申し上げます。防衛白書は、我が国の防衛政策に対する理解の促進を図るため毎年夏頃に刊行しており、前回の刊行からおおむね一年間に発生した事象を取りまとめた政策などを中心に記述しているところでございます。

御指摘の平和安全法制の整備につきましては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、抑止力の向上と地域及び国際社会の

平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することを通じて我が国の平和と安全を一層確かなものにしていくものでございまして、歴史的な重要性を持つものであることから、国民の皆様からの一層の理解を得るために防衛白書において記載しているところでございます。

○小西洋之君 重ねて伺います。解釈変更の正しさを国民に周知するために記載したという理解でよろしいですか。

○政府参考人(豊田硬君) 先生と見解の分かれるところかと思っておりますが、繰り返しになりますが、防衛白書は、約一年間の間に発生した事象を取りまとめた政策などのうち、大変重要なものについて国民の皆様様の理解を得るために記載をしているところでございます。

○小西洋之君 答えてください。政府として考える正しい解釈を国民に知らせるために記載したという理解でよろしいですか。

○政府参考人(豊田硬君) 先生の御趣旨を正しく理解しているかどうかはあれでございますけれども、平和安全法制の整備の正しさについて、私ども防衛白書について記載をさせていただいているところでございます。

○小西洋之君 では、内閣官房に伺います。国家安全保障局のホームページで安保法制の資料、あるいは解釈変更は合憲であるという説明を国民に行うQ&AがAがありますけれども、これに要している費用を答弁ください。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。政府といたしましては、首相官邸、内閣官房のウェブサイトを通過して平和安全法制に関する広報を行っております。御指摘のとおりでございます。これらのウェブサイトを、平和安全法制だけではなくて、政府が様々な取組を行っておりますそれらについて掲示しているものでありまして、平和安全法制に關係するものは全体のごく一部となります。

経費につきましては、あくまで首相官邸や内閣

官房のウェブサイトの運用に関わる経費全体を計上しておりますので、全体のうちの程度が平和安全法制関連経費であるかについてお答えすることは困難でございます。

その上で、あえて首相官邸及び内閣官房ウェブサイトに開く経費の全体について申し上げますと、平成二十六年から平成二十八年の各年度におきまして、それぞれ一億八千九百八十二万一千円を計上しているところでございます。

○小西洋之君 では、内閣法制局に伺います。昨年作り直した憲法答弁例集、第九条・憲法解釈関係というこの冊子、なぜ、何のために作成したのか、かつ、何部、幾らの金額で、また、前身の答弁例集と比較すると、一ページ当たりの、ページ数が幾ら増え、単価は幾ら違いがあるかを答弁ください。

○政府参考人(松永邦男君) お答えいたします。この憲法関係答弁例集、第九条・憲法解釈関係は、内閣法制局におきまして、その執務の参考に供するため、憲法に関連します閣議決定や国会答弁で参考となるものを取りまとめて執務資料としたものでございます。

次に、作成費用等でございますが、従前の憲法関係答弁例集、第二分冊の印刷製本費としては、平成二十五年二月二十二日に六十部で七万一千二百八十円を支出しており、一部当たり一千八百八十八円でございます。また、現行の憲法関係答弁例集、第九条・憲法解釈関係につきましては、平成二十八年十月三十一日に二百部で六十一万五千六百円を、同年十一月十四日に三百部で七十一万二千八百円をそれぞれ印刷製本費として支出いたしております。前者の方につきましては一部当たり三千七百八十八円、後者につきましては一部当たり二千三百七十六円ということになります。

なお、費用の相違等につきましては、旧の資料の方は二百七十七ページでございますが、新資料の方は五百五十三ページであるなどからの理由で差が生じておりますが、一ページ当たりの単価にいたしますと、前者が四・三円、後

者は約四・八円ということになるところでございます。

○小西洋之君 ページ数が倍に膨れ上がって、単価も三倍近くに上がっているんですけれども、その増えた分量の内容のほとんどが集团的自衛権の解釈変更に関するものだとおっしゃることでよろしいですね。関連するページ数を示しながら答弁ください。

○政府参考人(松永邦男君) お答えいたします。

集团的自衛権に關します国会答弁等は新資料の多くの項目にそれぞれ収録されておりますので、一概にどれだけの分量かということとはなかなか申し上げることは困難というところがございまして。○小西洋之君 では、伺います。この資料は、集团的自衛権の解釈変更の適切な法制執務、つまり政府が考えるところの適切な集团的自衛権に関する解釈、それに基づく法制執務のためにも作られたものだとして理解していいですか。イエスかノーかでお願ひいたします。

○政府参考人(松永邦男君) 繰り返しになります。この答弁例集でございますが、まさに内閣法制局におきまして、私どもの執務の参考にするために、憲法に関連いたします閣議決定あるいは国会答弁等で参考となるもの、こういうものを取りまとめたというものでございます。

○小西洋之君 聞かれたことに答えてください。集团的自衛権の解釈変更に関する執務のためにも作られたものだという理解でよろしいですか。

○政府参考人(松永邦男君) 当然、平和安全法制等につきましては国会答弁等、あるいはそういうものにつきまして政府の方で告示いたしました見解等、そういうものも収録させていただいておるものでございます。

○小西洋之君 では、会計検査院長に伺います。会計検査院法二十条で定める合規性の観点について御説明いただいた上で、憲法に違反する行政の支出について、この院法第二十条三項の合規性の観点から会計検査院の検査対象になると考えてよろしいでしょうか。答弁お願ひいたします。

○会計検査院長(河戸光彦君) 会計検査院法第二十条第三項に言う合規性の観点とは、検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという観点を意味するものでございます。仮に憲法に違反する行政の支出があった場合は、合規性の観点からの検査対象となり得ると考えております。

○小西洋之君 これは、あの解釈変更が行われる前に、今から三年前に、今日のために私が、検査院から、お願ひした答弁と全く同じ答弁をいただいております。

じゃ、重ねて伺います。ところで、会計検査院は憲法上の独立機関でございます。とすると、行政の支出が憲法違反か否かは会計検査院が主体的に判断するというところでよろしいでしょうか。

○会計検査院長(河戸光彦君) 一般論として、合規性の観点からの検査に当たりましては、関係法令等を所管している府省の見解を聴取したり、関係する判例等の内容を検討したりするなどの結果、会計検査院として誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなされていると判断される場合には合規性の観点から指摘することもあり得ると考えております。これは、行政の支出が憲法違反か否かについて検討する場合であっても同様であると考えております。

○小西洋之君 明確な答弁、ありがとうございます。

会計検査院として主体的に法令解釈について行政の支出がなされていると判断される場合、つまり判断する場合には合規性の観点から指摘することもあり得るとおっしゃるいただきました。

ここで重ねて院長に伺います。先ほど確認いたしました内閣法制局のこの執務資料、そして防衛白書、内閣官房のホームページは、まさに誤った違憲の解釈変更によってなされている支出でございます。

院長に伺います。これら限定的な集团的自衛権行使の解釈変更に関する支出が憲法に違反するも

のでないかについて、合規性の観点から検査し、国会に報告いただくようお願いいたします。

○会計検査院長(河戸光彦君) 会計検査院は、会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行っております。また、検査においては、合規性、経済性等の多角的な観点から検査を行うこととしております。

委員お尋ねの点は、特定の法律が憲法に抵触するかと密接に関わる問題であると認識しております。そして、特定の法律が憲法に抵触するかにつきましては、国の収入支出の決算や法律に定める会計ではございませんことから、会計検査院はこれ自体を検査し指摘する立場にないことを御理解いただければと思ひます。

また、委員お尋ねのような印刷物の発注などに關するこれまでの検査では、受領検査が十分でないなどのために契約に定める仕様どりの成果物が納品されていないなどの事態を指摘してきたところでございます。これまでのところ、成果物の記載に基づいて当該成果物に係る会計経理を指摘した例はございません。

いずれにいたしましても、お尋ねの支出につきましては、委員の問題意識も踏まえながら適切に検査を実施してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 すばらしい答弁をいただきました。一番大事なことは最後の言葉でございます。私の問題意識を踏まえながら会計検査院として検査をしていただくということでございます。

今院長がおっしゃったのは、会計検査院は内閣法制局のように法令解釈を目的としての職務をしているわけではないということでございます。ただ、国の支出について判断をする際に、誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなされていると判断される場合、つまり、憲法に違反してなされているという場合には検査を行うということでございます。

では、院長に重ねて伺わせていただきます。今回は合規性の観点で私は強い問題意識を持って

いるところがございます。先ほどの私の防衛大臣への質疑、また元最高裁の判事、元法制局長官、また、これ朝日新聞や東京新聞の社説ですね、このカラーの新聞、これも四十七年見解の読替えを根拠に違憲であるというふうに断じております。国民の関心も誠に高く、また国会でも非常に最大限に追及をされてきた論点でございます。

○会計検査院長(河戸光彦君) 委員の問題意識も踏まえながら、合規性の観点からも検査を実施してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。明確な答弁で、合規性の観点、つまり、憲法に違反した支出でないかどうかについて、それも含めて検査をしていただくということでございます。

重ねてちょっと伺います。会計検査院の歴史で、国会でこうした国会議員からの検査の願いがあった際に、徹底して検査を行う、徹底的な検査を行うという答弁が何十個とございます。会計検査院に私の民進党の同僚の階先生への答弁を、関する答弁をお示ししておりますけれども、やるからには、徹底して合規性の観点に基づいて検査をするということでもよろしいでしょうか。明確にお願いいたします。

○会計検査院長(河戸光彦君) 検査はしっかりと実施してまいりたいと思っております。

○小西洋之君 検査に差別があつてはいけませんので、しっかりとというお言葉は、当然、徹底して行うという過去の答弁の趣旨も踏まえていると理解してよろしいでしょうか。院長に伺います。

○会計検査院長(河戸光彦君) 法律の規定に基づいてしっかりと検査してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 徹底した検査をお願いしたいと思っております。では、検査していただいて国会に報告していただくというふうにおっしゃっていただきました。

けれども、本件検査は国民の関心も極めて高い憲法問題に関するものでありまして、できるだけ速やか、毎年十一月の頃の国会への決算検査報告に限らずお願いしたいと思っております。

実は、会計検査院法三十条の二という条文がございます。特に必要と認める事項については随時国会に報告することができるとありますけれども、会計検査院として、検査の結果の中で国会に報告すべき事態があつたと認めた場合は直ちに御報告をいただくということでもよろしいでしょうか。

○会計検査院長(河戸光彦君) 委員御指摘の点も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。法三十条の二を踏まえながら。ただ、これはもう国民の生死が懸かる支出でございます。また、今後訓練が行われ、また集団的自衛権が発動されれば何兆円という支出が出るものがございますので、会計検査院として、三十条の二に基づき、直ちの報告をお願いしたいと思います。

今伺いましたのは国会に対する報告でございます。しかし一方で、会計検査院はこうした憲法に違反する違法な支出をやっている省庁に対して直接措置要求をすることができません。

会計検査院長に伺います。第三十四条の措置要求の制度について御説明をいただきつつ、直ちの措置要求を必要とするときはやっていたらどうか、答弁をいただきたいと思っております。

○会計検査院長(河戸光彦君) 会計検査院法第三十四条は、会計検査院が、会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に、意見の表示又は処置の要求ができることを定めた規定でございます。これは、検査の進行に伴い、会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに本属長官等に対して当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し、その後の経理については是正改善の処置をさせることができるとしております。

そして、会計検査院では、会計検査院法第三十条の規定により処置を要求するなどしたときは、その全文をホームページ等で公表することとしております。一般論になりますが、検査の結果、会計経理について適宜の処置を要求すべき事項があれば当該処置を要求するところではございます。

いずれにいたしましても、お尋ねの支出につきましても適切に検査を実施してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。三十四条の規定に基づき、国会への検査報告を待つことなく、防衛省や内閣法制局に措置要求をお願いしたいと思います。

では、会計検査院の独立性についてお伺いいたします。

院法一条の趣旨について答弁をいただけますでしょうか。また、先ほどの措置要求の関係で、二条の是正を図るというのは、この三十四条の措置要求を実現するための手段であるのか、そうしたことについても答弁いただきたいと思っております。

○会計検査院長(河戸光彦君) 会計検査院法第一条は、外部からの制約や干渉を受けることなく徹底した検査が行われ、かつ検査結果についての判断が公正、適切に行われることを確保するために必要として定められたものと認識しております。

○小西洋之君 済みません、二十条とあと三十四条の関係についても答弁いただけますでしょうか。済みません。

○会計検査院長(河戸光彦君) 会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に、意見の表示又は処置の要求ができることを定めた会計検査院法第三十四条の規定は、会計検査院法第二十条が定める、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ是正を図るという会計検査の目的を達成するための手段であると認識しております。

○小西洋之君 院長に伺います。先ほどの院法の第一条ですね、独立機関としての何にも干渉され

ることなく決然と検査を行う、この度の解釈変更についての検査についても決然と行つていただくという決意をお願いいたします。

○会計検査院長(河戸光彦君) 内閣から独立の地位を有するという会計検査院の地位に鑑みて、適切に検査を実施してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 金田大臣、済みません、お越しいただいて、伺います。

金田大臣、今やり取りを聞いていただいて、この昭和四十七年見解の中に、作つたときから集団的自衛権を合憲とする法理が含まれていると思っております。

○委員長(山本一太君) 小西洋君、時間が終わっております。

○小西洋之君 もし含まれているんですしたら、こんなことをするとしたら共謀罪ですね、こういう、政府は幾らでも濫用ができると思うんですけど、見解をお願いいたします。

○委員長(山本一太君) 大臣、時間来ておりますので、短く御答弁をお願いします。

○国務大臣(金田勝年君) ただいまの質問は通告もなかったもので……(発言する者あり) いや、通告は受けたと承知しております。

しかし、私どもが今現在やっておりますこのテロ等準備罪の組織的犯罪集団あるいは実行準備行為といったような内容、そういうものを明確にできるような説明を……

○委員長(山本一太君) 大臣、短くお願いいたします。

○国務大臣(金田勝年君) しっかりと成案を得る段階で御説明をしてみたいと思っております。

○委員長(山本一太君) 以上で小西洋之君の質疑は終了いたしました。(拍手)